

6 文科教第 1 4 7 6 号

令和 6 年 12 月 26 日

各 都 道 府 県 知 事

各都道府県教育委員会教育長各指定都市教育委員会教育長  
附属学校、専修学校を置く各国公立大学長 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共委団体の長  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長

茂 里 毅

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎

### 住民票の異動及び投票方法に関する周知啓発について（依頼）

標記については、これまでも関係団体と連携しながら、周知啓発に取り組んでいただいているところですが、この度、総務省から当省に対し、住民票異動及び不在者投票の周知について、依頼がありました（別添1）。

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、住民基本台帳の情報を基に作成される選挙人名簿に登録されていることが必要であり、当該選挙人名簿は、住民基本台帳の情報を基に作成されます。

住民基本台帳は、選挙人名簿のほか様々な行政サービスの基礎となる重要な情報であり、進学や就職等で引っ越しにより住所移転した場合には、正確な住民票異動の届出を行う必要があります、現実に居住される住所地で投票するためにも、その必要性について、十分に周知を図る必要があります。

また、住民票を移して3カ月を経過しない間における選挙（地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限る。）においては、旧住所地に3カ月以上居住していた場合に、当該旧住所地で投票することができますので、その投票方法として不在者投票が活用できることについて、周知を図ることも重要となります。

なお、平成 29 年 3 月に公表された「主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ」においても、大学生等が住民票異動の手続きを行っておらず、現在住んでいる住所

地で投票できなかったという実態を踏まえ、制度の意義や必要性について、学生、保護者ともに、十分に理解してもらうことが重要である旨の指摘がなされたところです。

さらに、留学等によって外国に住所を移してから3ヶ月以上居住する場合には、在外選挙制度により、日本の国政選挙で投票することができますので、在外選挙人名簿の登録等の周知を図ることが重要となります。

これらのことは、進学や就職等で引っ越しをする機会の多い18歳、19歳の年齢層には特に関係の深いものです。

このため、政治的教養を育む教育については、引き続き、高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部（以下、「高等学校等」という。）並びに専修学校及び各種学校が政治的中立性を確保しつつ、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うとともに、必要に応じ総務省作成の周知用資料（別添2）も活用しつつ、生徒に対して十分な周知が図られるよう、周知啓発に御協力いただくようお願いします。

周知用資料については、総務省ホームページに掲載されるとともに同省から選挙管理委員会に対し配布されますので、必要に応じ、選挙管理委員会へお問い合わせくださるようお願いします。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の高等学校等並びに専修学校及び各種学校、域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の高等学校等に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、各国公立大学長におかれては、管下の高等学校等及び専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対して、このことについて周知をお願いします。

（参考）

○総務省依頼文書（別添1）

○周知用資料（別添2）

**【担当】**

（専修学校及び各種学校に関すること）

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

TEL：03-5253-4111（内線：2915）

（高等学校等に関すること）

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係

TEL：03-5253-4111（内線：2073）

（留学等による場合に関すること）

文部科学省総合教育政策局国際教育課国際理解教育係

TEL：03-5253-4111（内線：3487）

総行管第 483 号  
令和 6 年 12 月 20 日

文部科学省総合教育政策局長 様  
文部科学省初等中等教育局長 様

総務省自治行政局選挙部長  
(公 印 省 略)

住民票の異動及び投票方法に関する周知啓発について（依頼）

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要であり、当該選挙人名簿は、住民基本台帳の情報を基に作成されます。

住民基本台帳は、選挙人名簿のほか様々な行政サービスの基礎となる重要な情報であり、進学や就職等に伴う引っ越しにより住所移転した場合には、正確な住民票異動の届出を行う必要があり、現実に住居される住所地で投票するためにも、その必要性について、十分に周知を図る必要があります。

また、住民票を移して 3 カ月を経過しない間における選挙（地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限る）においては、旧住所地に 3 カ月以上居住していた場合に、当該旧住所地で投票することができ、その投票方法として不在者投票が活用できることについて、周知を図る必要があります。

なお、「主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ」（平成 29 年 3 月）においても、大学生等が住民票異動の手続きを行っておらず、現在住んでいる住所地で投票できなかったという実態を踏まえ、制度の意義や必要性について、学生、保護者ともに、十分に理解してもらうことが重要である旨の指摘がなされているところです。

つきましては、貴職所管の教育機関において、高等学校等における卒業時等の機会を通じ、住民票異動の必要性及び不在者投票制度について、周知用資料も活用しつつ、生徒等に対して周知いただくとともに、保護者の方に対しても可能な限り周知いただきますよう、御協力お願い申し上げます。

【連絡先】

総務省自治行政局選挙部管理課  
担当 仁木  
電話 03-5253-5574

## 主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ（平成29年3月）（抜粋）

### 第1 主権者教育の取組と第24回参議院議員通常選挙

#### 2. 主権者教育の取組と課題

##### （2） 18歳と19歳の投票率差

もう一つには、現在住んでいる住所地で投票できない環境であったことが挙げられる。親と一緒に住んでいない者のうち、大学生等の若者の多くが、住所を移しているにも関わらず、住民票の異動手続きを行っていない実態がある。これは、投票意欲に関連する点でもあるが、他の市区町村に転出した若者の多くに、生まれ育った地元への愛着や帰属意識があり、現在住んでいるところで水道やゴミ処分等の行政サービスを受けているとの意識が低いなど、地方公共団体との関わり合いが薄い傾向にあることが関係しているものと考えられる。この点について、地域住民としての自覚を持ち、社会参加意識を如何にして促していけるかが今後の課題となる。

さらに、住民票を移して3ヶ月未満の国政選挙においては、不在者投票制度を活用して旧住所地での投票が可能であるが、制度の認知度不足及び手続きが煩雑であると指摘する声もある。

### 第2 主権者教育の考えられる方向性

#### 2. 発達段階に応じた取組の方向性

##### （3） 高校卒業後の有権者に対する取組

今回の参院選では、住民票の異動について注目されたところであるが、投票の問題のみならず、適切に住民票登録の手続きを行うことは地域住民としての前提である。まずは、第1.2(2)で述べたように、その意義や必要性について、学生、保護者ともに、十分に理解してもらうことが重要である。



## 新しい街に引っ越したら住民票の手続きを忘れずに。

進学や就職などで引っ越しをされるみなさんは、これから住む寮やアパートなどが新しい住所になります。

みなさんの生活に関わる上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村等が担っています。

住民票は、こうした行政サービスや選挙人名簿への登録等につながる大切な情報です。

**住民票の手続きは簡単です！**

詳しくは裏面をご覧ください。

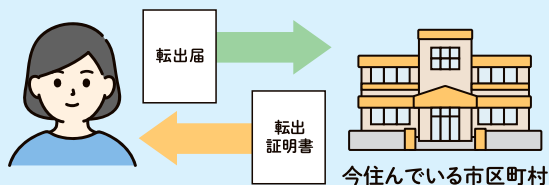
## 住民票の手続きQ&A

### Q 住民票はどうやって移すの？

住民票の手続きは簡単です！

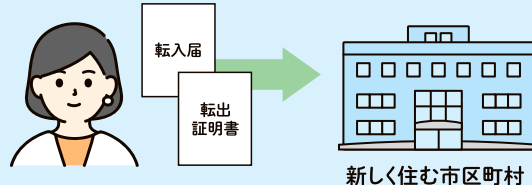
#### 引っ越し前

① 転出届を提出し、転出証明書を受け取る



#### 引っ越し後

② 転出証明書を添えて、転入届を提出



- 「マイナンバーカード」を持っている人は、引っ越し前の市区町村に「転出届」をマイナポータルを通じてオンラインにより、又は郵送により提出することで、**転出証明書の発行なし**で、引っ越し後の市区町村にのみ出向いて転入手続きをすることが可能です。
- 転入届は、転入した日から**14日以内**に提出してください。
- 引っ越しをした際には「マイナンバーカード」の記載事項の変更が必要ですので、転入届提出時にマイナンバーカードもお持ちください。
- 正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、**5万円以下の過料**に処されることがあります。

### Q 選挙の投票はどうなるの？

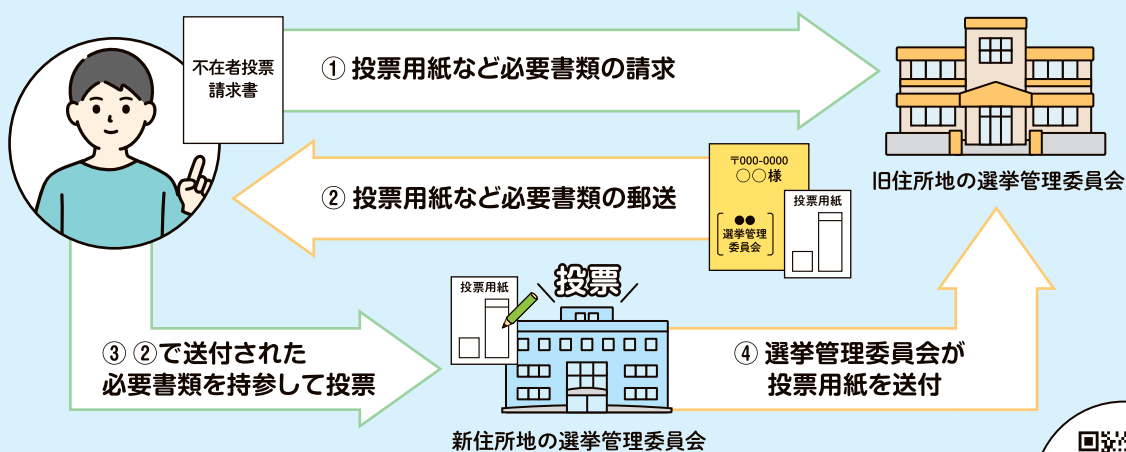
住民票を移してから**3ヶ月経過**したら、引っ越し後の**新しい住所地**で投票できます。

- 選挙人名簿の登録基準日において3ヶ月経過している必要があります。

もし、**3ヶ月経過する前**に選挙があった場合は、**引っ越し前の住所地**で投票できます。

- 引っ越し前の住所地で投票するためには、引っ越し前の住所地に3ヶ月以上住んでいた必要があります。
- 地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます。

選挙の日引っ越し前の住所地に行けない場合は、**不在者投票**ができます。



- 不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会での投票を行うことができる制度です。
- 投票用紙などの郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。



詳細はこちら

### Q 地元の成人式に出られる？

住民票を移した後も、ほとんどの市区町村で、地元の「成人式」に参加できます。

- 成人式の案内状送付先の変更など、事前に手続きが必要な市区町村もあります。成人式の時期、場所など詳しくは地元の市区町村にお問い合わせください。

※ 詳しくはお近くの市区町村にお問い合わせください。